

# 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画） の概要

## 第1章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨等を踏まえ、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

### 2 根拠法令

障害者総合支援法第89条第1項

児童福祉法第33条の22第1項

### 3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年

### 4 区域の設定

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、栃木県障害者計画で設定した障害保健福祉圏域と同一の6つの圏域を設定します。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

### 5 計画の達成状況の点検及び評価

#### ○PDCAサイクルの導入

- ・計画に盛り込んだ目標値等について、少なくとも年1回は実績を把握するほか、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- ・中間評価の際は、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表することとします。

## 第2章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）

### I 令和5年度（2023）の目標

#### 1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

- 本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、令和2（2020）年3月31日時点において長期の入所が常態化している施設に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、令和5（2023）年度末までに地域生活に移行する者の目標を次のとおり定めます。

#### 【障害者支援施設の入所者の地域生活への移行に関する目標】

項目		目標	考え方
R2.3.31時点の入所定員(A)		2,184人	都民施設を除いた、障害者支援施設の定員総数
R5年度目標	地域生活移行者数 (R5年度末までの累計)	32人	(A)の約1.5%
	入所者数	現状維持	真に入所支援を必要としている障害者を考慮する

＜目標設定の考え方＞

- ・ 地域生活への移行の実績や全国平均に比べて重度者の割合が高いこと等本県の実情を踏まえ目標を設定しています。

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 長期（慢性期）入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、令和5（2023）年度末の精神病床における入院患者数、入院後の退院率及び、退院後1年以内の地域における生活日数の平均（地域平均生活日数）の目標を次のとおり設定します。

#### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】

項目		目標	考え方
1年以上長期入院患者数		2,422人	
65歳未満		959人	
65歳以上		1,463人	
入院後の退院率	3か月時点	69%	国の基本指針に基づく
	6か月時点	86%	
	1年時点	92%	
地域平均生活日数		316日	

#### 3 地域生活支援拠点等の体制整備

- 令和5（2023）年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みとともに、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。

#### 【地域生活支援拠点等として必要な主な機能】

- ◇ 地域移行・地域定着を専門とする相談支援
- ◇ グループホームの体験利用
- ◇ 地域生活者の必要に応じた短期入所受入
- ◇ 専門的な人材の確保・養成
- ◇ 地域の体制づくり

**【地域生活支援拠点等の体制整備に関する目標】**

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等体制整備 市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。

**4 福祉施設から一般就労への移行等**

- 就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進め、令和5（2023）年度末の目標を次のとおり設定します。

**【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標】**

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	254人	R元実績200人の1.27倍
就労移行支援事業	117人	R元実績90人の1.30倍
就労継続支援A型事業	98人	R元実績78人の1.26倍
就労継続支援B型事業	39人	R元実績32人の1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

**5 障害児支援の提供体制の整備等**

**(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**

- 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、令和5（2023）年度末までに地域における支援体制を整備します。

**【児童発達支援センターとして想定される主な機能】**

- ◇ 身近な地域における通所支援機能としての児童発達支援
- ◇ 保育所等訪問支援の実施
- ◇ 障害児相談支援の実施
- ◇ 地域生活支援事業における巡回支援専門員整備、障害児等療育支援事業

**【児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制確保の目標】**

項目	数値	考え方
児童発達支援センター確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じ圏域での体制確保も可能
保育所等訪問支援の利用体制確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保

**(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築**

- 児童発達支援センターや聾学校等と連携した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

**【難聴児支援のための中核的機能を有する体制として想定される主な機能】**

- ◇ 新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備（協議会の設置）
- ◇ 新生児聴覚検査から療育までを円滑に実施するための手引書作成
- ◇ 相談支援及び家族支援

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、令和5（2023）年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能
放課後等デイサービス事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）に適切な支援を行うためには、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が重要です。そのため、令和5（2023）年度末の目標を次のとおり設定します。

【医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置に関する目標】

項目	数値	考え方
協議の場の設置	圏域	6 全圏域に設置
	市町	25 全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能
コーディネーターの配置	県	1 県に配置
	市町	25 全市町に必要な人数を配置

6 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までの目標を次のとおり設定します。

【目標に向けた取組】

- ◇ 基幹相談支援センターの設置促進
- ◇ 相談支援専門員の養成・質の向上のための研修の実施
- ◇ 圏域調整会議等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

【相談支援体制の充実・強化等の目標】

目標
各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供が行われるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を令和5（2023）年度末までに次のとおり構築します。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組】

- ◇ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する

指導監査の適正な実施

- ◇ 指導監査結果を市町と共有する体制の構築
- ◇ 構築した体制での共有回数（年1回を活動指標とする。）

**【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標】**

目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

**II 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み**

県内の各市町における令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障害福祉サービス等の種類ごとの見込量を積算しました。

**III 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数**

**1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数**

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者支援施設の入所定員	2,184	2,184	2,184

**2 指定障害児入所施設等の必要入所定員総数**

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設の入所定員	70	70	70
障害児入所施設から転換した障害者支援施設の入所定員 ※1	70	70	70
医療型障害児入所施設等の入所定員 ※2	408	408	408

**IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項**

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

県では、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施します。

**1 障害者相談支援体制整備事業**

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における相談支援体制の整備を推進するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、支援します。

**2 障害者就業・生活支援センター事業**

各障害保健福祉圏域に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、就職を希望する障害者や在職中の障害者、その家族からの相談、又は事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行います。

**3 発達障害者支援センター運営事業等**

発達障害者に対する支援を総合的に行う中核機関として、発達障害者支援センター「ふおーゆう」（以下「ふおーゆう」という。）を運営し、本人や家族等に対する相談支援、普及啓発、人材育成等を行うとともに、関係機関への支援を行います。

#### 4 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができる体制を強化するため、専門的な相談支援を行う高次脳機能障害支援拠点機関（障害者総合相談所及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター）と5つの地域支援拠点機関が連携し、保健、医療、福祉、労働等の関係機関による複数の支援ネットワークの構築を図ります。

#### 5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者等と連携のもと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

#### 6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

障害者が自立した生活を営むことができるよう、「とちぎ視聴覚障害者情報センター」や関係団体と連携しながら、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）を養成します。

#### 7 依存症対策総合支援事業

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な支援により、回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性や専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない現状があります。そのため、依存症患者やその家族等が適切な支援に結びつくよう、依存症に関する正しい理解と知識を広めるための普及啓発に努めます。

#### 8 子ども若者・ひきこもり対策推進事業

ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターポラリス☆とちぎを運営し、相談支援を行います。

#### 9 難病相談支援センター事業

とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者やその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話・面接相談、医療相談、就労相談会等を通じて、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。

### V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

#### 1 サービスの提供に係る人材の研修

利用者ニーズやサービス体系に対応するため、指定研修事業者と連携し、質の高い従事者の養成に取り組みます。

#### 2 指定障害福祉サービス事業者等に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス事業者等の質の向上を図り、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、第三者による評価を推進し、第三者評価の受審を促進するため、当該制度について、普及・啓発に努めます。

## VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### 1 障害者等に対する虐待の防止

- (1) 関係機関の連携による虐待の防止
- (2) 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止
- (3) 養護者による虐待への対応
- (4) 権利擁護の取組

### 2 意思決定支援の促進

### 3 障害者等に関する感染症対策

### 4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

### 5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

### 6 障害者等の芸術文化活動支援等による社会参加の促進

### 7 全国障害者スポーツ大会を契機とした障害者スポーツの普及拡大及び社会参加の促進

### 8 障害を理由とする差別の解消の推進

### 9 地域共生社会の実現に向けた取組

## VII 圏域ビジョン

障害保健福祉圏域ごとに障害福祉サービス等の見込量及び事業所の指定状況等を整理・分析し、各市町との意見交換を踏まえ、各圏域の課題及び今後の方向性についてまとめました。

### 1 各圏域の課題

栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）の策定に当たって、障害保健福祉圏域ごとに行った県と市町による障害保健福祉圏域調整会議での意見交換を踏まえ、各圏域の課題をまとめました。

### 2 今後の方向性

障害福祉サービス等の提供については、地理的要因や人口規模など様々な要因から各障害保健福祉圏域間又は圏域内において差が生じている状況にあります。一方、居住の場の確保など、全県的な課題となっているサービスもあります。こうした課題に対して、以下のとおり地域における社会資源の確保に向けた取組が重要となります。

- 相談支援体制の強化
- 自立支援協議会の活用
- 広域的連携の強化
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築